

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	直方市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nogata.fukuoka.jp

執行機関名 直方市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	直方市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給における受給資格の審査に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		直方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 直方市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給における受給資格の審査に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第一条	直方市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年10月7日直方市条例第25号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって <u>子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		直方市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年10月7日直方市条例第25号) 福岡県子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	福岡県子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱第二条第一項四
②事務の内容	児童手当法第七条第一項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者に対する受給資格に認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	福岡県子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱第二条第一項四
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る申請者及び保護者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--